

岩国市監査告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第2項の規定による監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので次のとおり公表します。

令和8年2月25日

岩国市監査委員 平 井 健 司

岩国市監査委員 品 川 充 洋

岩国市監査委員 矢 野 匡 亮

令和7年度第3回定期監査及び行政監査結果

1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第2項の規定による監査

2 監査の対象

福祉部 福祉政策課（指導監査室を含む）、生活支援課（物価高騰対応重点支援給付金対策室を含む）、高齢者支援課（地域包括支援センターを含む）、障害者支援課、こども家庭課（こども家庭センター、こども館、各児童館を含む）、保育幼稚園課（各放課後児童教室、各保育園、各認定こども園、太陽の家を含む）
健康医療部 健康推進課、保険年金課、地域医療課（柱島診療所を含む）

3 監査の実施期間

令和7年12月4日から令和8年1月14日まで

4 監査の着眼点及び実施内容

監査に当たっては、岩国市監査基準（令和2年4月1日制定）に準拠し、次の事項について、事前に関係部局から必要な資料の提出を求め、監査当日に関係職員から説明聴取などを行うことにより実施した。

(1) 定期監査

財務に関する事務の執行が法令の趣旨に沿って適正かつ効率的、合理的に行われたかを着眼点として、主として令和7年度の財務に関する事務（予算の執行、収入、支出、契約、現金等の出納と保管、財産管理等の事務）の執行について監査を実施した。

(2) 行政監査

内部統制の実施状況に係る行政監査として、公用車における事故防止・安全運行対策の取組について監査を実施した。

5 監査の結果

(1) 定期監査

以上のとおり監査した限りにおいて、令和7年度の財務等に関する事務事業の執行処理状況については、関係法令等に基づいて、おおむね適正かつ効率的、合理的に行われていると認めた。

(2) 行政監査

公用車における事故防止・安全運行対策の取組については、おおむね適正に執行されていると認めた。